

運 営 規 程

社 会 福 祉 法 人 鶴 住 会

居 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー 鶴 住

指 定 居 宅 介 護 支 援

居宅介護支援センター鶴住

運 営 規 程

第 1 章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人が開設する居宅介護支援センター鶴住が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し適正な指定介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態等になった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう配慮して行う。

1. 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

2. 指定居宅介護支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供する指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公平中立に行う。

3. 指定居宅介護支援の事業は、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険事業者、障害者の特定相談支援事業所、地域住民との連携に努めて行う。

4. 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う。

(事業所の名称)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名称 居宅介護支援センター鶴住

(2) 所在地 青森県北津軽郡板柳町大字野中鶴住 1 0 2 番地 2

第 2 章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1 名 介護支援専門員（同一敷地内他事業所と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。

(2) 介護支援専門員 3 名（1 名は常勤専従、2 名は同一敷地内他事業所と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(3) 事務員 1 名 (非常勤)

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日

日曜日及び年末年始(12月31日から1月3日)以外とする。

(2) 営業時間

原則として午前8時30分～午後5時30分とする。但し、緊急な場合には電話により、24時間常時連絡可能な体制とする。

第4章 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文章を交付して説明を行い、同意を得る。また、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に希望を基礎とした居宅サービス計画が作成されることなどを説明し、提供の開始について同意を得る。

第7条 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定居宅介護支援の提供が困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者を紹介するなど、必要な措置を講じる。

第8条 指定居宅介護支援に提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定または要支援認定(以下「要介護認定等」という)の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。

第9条 被保険者に要介護認定等に係わる申請に関して、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。

1. 指定居宅介護支援の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者の意思について要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合は利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

2. 要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が要介護認定等の有効期限の満了日の1ヶ月前には行われるよう、必要な援助をする。

第10条 介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時や、利用者やその家族から求められた時は、これを提示する旨を指導する。

第11条 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他の利用者からの申し出があった場合には、その利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に

関する書類を交付する。

第12条 指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得る。

第13条 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、医療機関に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関に伝えるように求める。

(指定居宅介護支援の内容)

第14条 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

1. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者またはその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求める。

2. 介護支援専門員は、通常、事業所内の相談室で利用者の相談を受ける。

3. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては新居宅サービス計画ガイドラインに基づく課題分析標を用いて、有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握する。

4. 介護支援専門員は、前項に定める課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この際、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。

5. 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者が抱える解決すべき課題に基づき当該地域における介護給付の対象の指定居宅サービス等の提供体制を勘案して、提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

6. 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者による会議（以下「サービス担当者会議」という）の開催、担当者への照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求める。

7. サービス担当者会議は、通常、利用者の居宅、主治医の医療機関等とするが、利用者の状況によっては、事業所内の会議室等で開催する。

8. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービスが、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し文章により同意を得る。

9. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後も、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行う。これを通じて、居宅サービス計画の実施状況や利用者の課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画書の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

10. 介護支援専門員は、前項の把握を行うため、指定居宅サービス等の提供開始後1ヶ月

に一回以上、利用者の居宅を訪問する。

1 1. 介護支援専門員は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合または利用者が介護保険施設への入院もしくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

1 2. 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

1 3. 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師のまたは歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求める。

1 4. 介護支援専門員は、医療サービスに係る主治医の医師等の指示がある場合にかぎり、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービス等の居宅サービスを居宅サービス計画に位置づける際、主治の医師等の医学的観点からみた留意事項が示されている場合には、それを尊重する。

1 5. 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会の意見、または同法第37条1項の規定による指定に係る居宅サービスの種類が記載されている場合は、利用者にその旨（同法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービスの指定については、変更ができることを含む）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成する。

1 6. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス利用が行われるようにする。

1 7. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から介護給付の対象となるサービス以外にも、保険医療サービスや福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も勘案して、居宅サービス計画上に位置づけるよう努める。

1 8. 利用者の疾患に関する対応を円滑に行うことを目的に、主治の医師および医療機関等との連絡のため、事業者は利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとりさせていただくことを説明する。また、通院または入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきたいことの説明を行う。

1 9. 居宅サービス計画は基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであるため、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介する。

2 0. サービス事業者の選定にあたって、利用者又はご家族から複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることを説明する。

2 1. 利用者又はご家族は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができることを説明する。

2 2. 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。

2 3. 利用者の退院・退所時のカンファレンスの面談時に、必要に応じて福祉用具相談員の参画を図る。

2 4. 一定の回数以上の訪問介護（生活援助中心型サービス）をケアプランに位置付けたも

のについては市町村（保険者）への届出する。

25. 感染防止や多職種連携の促進の観点から、サービス担当者会議について、テレビ電話など IC を活用し利用者またはその家族が参加する場合は、テレビ電話等の活用についての同意を得ることとする。

(指定居宅介護支援の利用料)

第15条 指定居宅介護支援をした場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は無料とする。（別紙1）

1. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合に交通費は、次の額を徴収する。

（1）実施地域より概ね20キロメートル以上の場合500円

2. 第1項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

3. 第1項の利用料に支払いを受けた場合は、利用料の額を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付する。

4. 保証人は、事業者に対して、契約者が本契約上負担する一切の債務を極度額70,000円の範囲内で保証する。

第2章通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第16条 通常の事業の実施地域は、板柳町、藤崎町、鶴田町、弘前市、五所川原市、つがる市、青森市、黒石市とする。

第3章その他運営に関する重要事項

(法定代理人受領サービスに係わる報告)

第17条 市町村もしくは国民健康保険連合会（以下、国保連とする）に対して、居宅サービス計画に位置付けられている指定居宅サービス等のうち、法定代理サービスに該当するものに関する情報を記載した文章を毎月提出する。

1. 市町村もしくは国保連に対し、居宅サービス計画に位置付けられている、基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス、または特例居宅支援サービス費の支給に係わる事務に必要な情報を記載した文章を提出する。

(利用者に関する市町村への通知)

第18条 利用者が以下に定めるいずれかに該当する場合は、市町村に対して通知する。

（1）正当な理由なく、介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことなどにより、要介護認定等の程度を増進させたと認められたとき。

(2) 偽りその他不正行為によって保険給付の支給を受け、または受けようとしたとき。

(勤務体制の確保)

第19条 利用者に対して、適正な指定居宅介護支援を提供できるよう、介護支援専門員の勤務体制を定める。

1. 介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。

(1) 採用研修 採用より2ヶ月以内

(2) 継続研修 月1回、園内研修を実施。(その他各種研修会への参加を行う。)

(従業者の健康管理)

第20条 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(掲示)

第21条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第22条 管理者及び介護支援専門員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またその家族の秘密を漏らさない。

1. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

2. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文章により得る。

(居宅サービス提供者等からの利益収受の禁止)

第23条 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用する旨の支持は行わない。

1. 居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、その事業から金品その他の財政上の利益を収受することはしない。

(苦情処理)

第24条 提供した指定居宅介護支援、または自ら作成した居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

1. 自ら提供した指定居宅介護支援に関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導または助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行う。

2. 自ら居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに対する苦情を、利用者が国保連

に申し立てる場合、必要な援助を行う。

3. 指定居宅サービス計画に対する利用者からの苦情に関して、国保連が介護保険法176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定居宅介護支援に関して国保連から同号の指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第25条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。1. 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りでない。

(虐待防止に関する事項)

第26条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

1. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第27条 従業員は、居宅介護等の提供をおこなっているときに、利用者及び障害児に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(非常災害対策)

第28条 事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

(内容・手続きの説明、同意)

第29条 ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」）の各サービスの割合と、各サービスの同一事業者によって提供された者の割合（上位3位まで）等について十分説明を行い、署名を得ることとする。

前6月間とは、①前期（3月1日から8月末日）②後期（9月1日から2月末日）とする。

(感染症対策の強化)

第30条 感染症の予防・蔓延防止の為の対策を検討する委員会を6ヶ月に一回以上開催しその結果を職員等に周知徹底する。又、従業者に対する研修及び訓練を実施する。

(会計の区分)

第31条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の会計とその他の事業

の会計を区分する。

(記録の整理)

第32条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

1. 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

第33条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人鶴住会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は、平成 11 年 1 月 15 日より施行する。
この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 30 年 5 月 20 日から施行する。
この規定は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 1 年 11 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 1 年 12 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 1 年 12 月 18 日から施行する。
この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 5 月 5 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 11 月 11 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。